　厚生文教委員会(11/13)　～健康福祉部関係～

◎佐藤正幸委員　まず私、子どもの医療費の窓口無料化に関してお尋ねしたいと思うんですけど、私たちの調べだと来年10月から実施をするという自治体も含めて、500円の負担を起こす自治体もあるのですけど、14の市町が無料を選択すると言うことになったと思います。残るは2市3町ということで、念のためにお聞きしておくのですが、県の補助金交付要綱が変わったとおもうのですね。私たちもいろいろ審議を通じて、前の補助要綱の別表に「実際に医療機関に支払った額」という文字があるために、これが県として今まで窓口無料化を行わなかった理由づけになったと思うのですね。ここが恐らく削除されたというふうに、そういうふうに変わったというふうに思っているのですが、一応念のために補助要綱がどう変わったのか、確認しておきたいとおもいます。

◎高本和彦健康福祉部長　お尋ねがございました乳幼児医療費助成制度については、本年4月から子育て家庭の負担を軽減し、利便性の向上を図るという観点から、これまでのいわゆる償還払い方式に加えまして、現物給付方式を選択する視聴にたいしましても支援する制度となるよう要項の改正も行ったところです。

　　　　具体的には、保護者が実際に医療機関に支払った額から月額1,000円の自己負担金を除いた額を助成対象としておりましたが、市町が所定の自己負担分を超える部分について助成した費用につきまして補助対象としたところです。

◎佐藤正幸委員　最新の補助要綱を是非後で提出していただければというふうに思います。

　　実際この制度が広まって自治体では、実際に窓口でお金を払わないで済むようにいろいろ工夫がされているとおもうのですね。どのような方法をとっているのか、お聞かせ願いたいとおもいます。

◎高本和彦健康福祉部長　いわゆる現物給付を選択した市町では、受給対象者の方々に住所や有効期限等を記載しました受給資格者証を発行しまして、医療機関の窓口で受診の都度、提示することによって受診対象者の窓口支払いが不要となる仕組みをつくっているところです。

◎佐藤正幸委員　その受給資格者証なのですけど、ある自治体では毎回もっていかないといけないという話をお聞きしたのですね。この受給証を忘れてしまったら、一旦支払いをし、後から償還手続きをするという、なんでこんな面倒なことになるのかという声も寄せられました。私も歯医者などに通う時、月初めに保険証を提示すれば、その月は再提示を求められない。なぜこの子どもの医療費だけこのようなことになっているのか。県の考え方をまずお聞かせ願いたいとおもいます。

◎高本和彦健康福祉部長　子どもの医療費助成制度については、受給対象者が医療機関の受診の都度、受給資格者証を提示し、医療機関は医療費の請求先となります住所地の市町によって異なる自己負担の有無を確認することとなっております。この助成制度は県の考え方というよりは、市町の制度でございますので、医療機関は子どもの居住する市町に医療費を請求することになることから、住所変更等、請求に当たっての過誤が生じないように受診の都度提示して頂くこととしているところとお聞きしております。

　　　　なお、制度導入に当たっては医師会や市町とも協議しまして、このような対応をとることとしているところです。

　　　　なお、御指摘ございましたように受給証を提示しなかった場合には医療機関で受給資格の有無や医療費の請求先が確認できないため、通常の医療保険制度の自己負担分は払って受診していただくことになりますけれども、この場合には償還払いでの女性を行っているところです。

◎佐藤正幸委員　資格があるのかどうか、そして住所が変わったことによって、例えば、請求先が今まで金沢だったものが野々市になったなどと、月途中での変更に伴ってということがあるのでしょうけれども、ただやっぱり保護者の方々からすれば、非常に手間がかかることになるわけですよね。

　　　　これは既に弾力的な運用をしているところもあるとは思いますが、ぜひ機械的になりすぎず、弾力的な運用も出来るようにしてほしいですし、なによりもこの問題の本質は、市町の選択に委ねられているということにあると思います。県として、県内全域どこででも窓口無料にしますという仕組みをつくってしまえば、こんなことはおこらないと思いますので、そこはぜひ、次の英断というか決断をぜひ期待もし、強く要望しておきたいなというふうに思います。

　　　　もうひとつだけお聞きしたいのですが、いわゆる要支援1.2が介護保険から外されるということについて、介護保険の要支援者向けの通所介護、訪問サービスが廃止され、市町の新総合事業というのですか、これに移行されると。この実施状況は先日、厚生労働省から発表されたというふうにききました。この問題は5月の委員会で聞いた時に、県内では来年から2つの自治体が、この新総合事業に移行すると。5月のときでした。最新の調査では県内での実施予定はどうなっているのか、そこをまずお尋ねしておきたいと思います。

◎高本和彦健康福祉部長　要支援者向けサービスのうち、訪問介護、ホームヘルプサービス及び通所介護、デイサービスに係る市町事業である地域支援事業への移行については、県内では現在までに実施した市町はございません。

　　　　10月1日時点での状況でございますが、4市におきまして今年度内の移行を予定しているところでございまして、平成28年度中の移行予定が1市、その他の14市町については29年度移行予定、または移行時期を未定としているところです。

◎佐藤正幸委員　若干ふえたとはいえ、全国的に見ても今年度も実施したというのは13%しかないはずなんですね。なぜ移行が進まないかといえば、やっぱり非常に困難があるからだというふうに思うんですね。実際、社会保障推進協議会、我々も入っている団体ですけれども、自治体キャラバンに取り組んで御意見を伺ったら、市町の担当者の方も本当に苦悩しているということをお聞きしました。この事業、そもそも上限があるために仮に移行してもそのサービスを民間事業者もやらないし、ボランテイアがやるといってもそのボランテイアもいなしとか、それから介護の事業者からすれば今までやっていたサーピスができなくなるわけですから、仕事が減って経営が成り立つのかどうか心配だと、そんな声もあります。·何よりも利用者からは今までサービスを受けていたけれども、それが受けられなくなるのではないかと、状態が悪化するのではないかと、こんな声もあるんですよね。

私、これは非常に深刻な事態になりかねないと。国の動向を注視してという対応だけでは済まない状況になるのではないかなというふうに思うんですよね。当然国に中止を求めるというふうにもしてほしいんですけれども、実際、先行事例でやっているところが全国にもありますので、その辺の調査とか、あるいは県独自できちんと対策をとっておくということが必要ではないかというふうに思うんですけど、そこ最後にお尋ねしておきたいと思います。

◎高本和彦健康福祉部長　要支援者を対象といたしました訪問介護と通所介護のサーピスが市町事業に移行されることとなりましたが、これは団塊の世代の方々が後期高齢者となります2025年に向けまして、ひとり暮らし高齢者あるいは高齢者のみの世帯が増加していく中、これまでの介護保険給付によるサービス提供に加えまして、市町が主体となって地域で高齢者を支える仕組みを構築していくということです。そのためには、介護の関係者だけではなく、NPOやボランティアの方々にも参画をしていただきまして、生活支援や介護予防の体制を構築していくことが必要です。

様々な懸念が当初ございましたけれども、各市町においては現在移行に向けた準備を鋭意進めているというふうにお聞きしております。

県といたしましても、こうした動きに対し、しっかりと支援していく必要があると考えておりまして、サービスの担い手となる元気な高齢者のボランティア育成支援や市町事業ヘの移行に関し助言を行うアドバイザーの派遣、他県の先進自治体職員を講師に招いての研修会の開催等行っているところです。

また、今年度からは新たに市町における生活支援サービスの充実確保やネットワークづくりの中心的役割を担う人材の養成にも取り組むことといたしておりまして、28年4月には県社会福祉協議会と連携しまして、生活支援コーディネータ一養成研修を実施することといたしております。

今後も引き続きまして、各市町の移行に向けた準備状況を把握するとともに、事業にかかわる関係者、関係機関とも連携を図りまして必要に応じてまた国にはしっかりと要望するなど、地域支援事業が実際に実施されるよう支援してまいりたいと考えております。

◎佐藤正幸委員　5月のときにも、たしか、現行のサービスは維持できるようにしたいという旨の、答弁があったと思うんですね。ぜひとそうなるように対応してほしいなというふうに思います。仮に移行して現状のサービスから後退してしまったようなことが本当に1人でも起こらないようにぜひ対応することを求めて、質問終わりたいというふうに思います。